

茨城県最低賃金改正

1. 茨城県最低賃金は令和2年10月1日（木）から
「時間額 851円」になりました。

問合せ先：茨城労働局賃金室

電話 029-224-6216

茨城県の最低賃金 茨城労働局 検索

2. 最低賃金引上げに向けた支援策については

- (1)ワン・ストップ無料相談窓口

相談窓口：茨城働き方改革推進支援センター

電話 0120-971-728

- (2)業務改善助成金

問合せ先：上記センター又は

茨城労働局雇用環境・均等室

電話 029-277-8294

- (3)キャリアアップ助成金

問合せ先：茨城労働局職業対策課

電話 029-224-6219